

第3号被保険者期間と重複する厚生年金などの加入期間が年金請求後に判明した場合の取扱いが変更になりました。

国民年金

〈問合せ先〉
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161



老齢年金を受け始めてから、国民年金第3号被保険者期間と厚生年金などの加入期間が重複していることが新たに判明した場合には、会社などを退職した後の第3号被保険者期間が引き続き年金額に反映される期間（保険料納付済期間）として取り扱われ、過去の年金額が減額となくなりました。
既に年金額を返納された方には、返納された額が改めて支払われます。

【具体例】

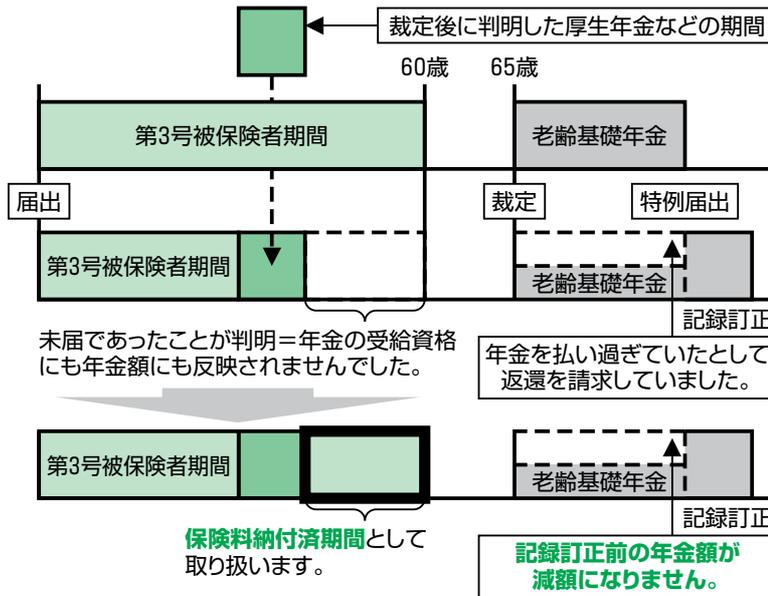
<いままでは>

記録訂正前

記録訂正後

<これからは>

記録訂正後



※国民年金第3号被保険者は、会社員や公務員に扶養される配偶者のことです。これらの方は、保険料を納付する必要はありませんが、第3号被保険者となった旨の届出を行う必要があります。

必要な手続は社会保険事務所に申出書などを提出していただく必要があります。

詳しくは、お近くの「社会保険事務所」へお尋ねください。

社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) 厚生労働省・社会保険庁



消・防・署 火の用心

羽島郡広域連合 ☎388-1195



秋の全国火災予防運動

11月9日から15日までは秋の全国火災予防運動が実施されます。これからの時期は空気が乾燥し、ちょっとした火の不始末によって大きな火災を招いてしまう恐れがあります。

皆さんは普段、火災を未然に防ぐために心掛けていることはありますか？少しの気配りで火災は減らすことができます。そのために、次のことに注意しましょう。

○家の周りを整理整頓し、古新聞やゴミなどを置かない。放火をされる危険性があります。



- たばこは灰皿で確実に消し、寝たばこやポイ捨ては絶対にしない。布団に燃え広がったり、枯れ草などに燃え移る危険性があります。
- ガスコンロを使用中に離れるときは、必ず火を消す。電話や来客があり、つつい話し込んでしまい火を使っていることを忘れてしまう可能性があります。
- 電気器具のコンセントはタコ足配線にせず、使用しないときはプラグを抜く。熱が蓄積され、ほこりから発火する危険性があります。
- 外出前、就寝前に必ず火の元を確認するようにしましょう。

ここに挙げたものはほんの一例ですが、これらのことを頭の片隅に置いて、家族みんなで防災について話し合えば、ほかにも予防できることがたくさんあると思います。家族で協力し分担してみたらどうでしょうか。大切な家族、財産を火災によって失わないよう、できることから実行していきましょう。